

建材 マンズリー

No.653

3

MARCH
2020

特集

2020年度 住宅関連施策を読み解く

好木心

四国の森に溶け込む
「雲の上のギャラリー」

注目企業を訪ねる

石坂産業株式会社



住宅関連優遇策一覧

	新築	既築	
エコ&エネルギー	○	○	ZEH化による住宅における低炭素化促進事業【環境省】
	○	○	ZEH+実証事業【経産省】
	○	○	ZEH+R強化事業【経産省】
	○	○	高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)【環境省】
木造住宅	○	○	地域型住宅グリーン化事業【国交省】
	○	○	良質な木造住宅供給促進
リフォーム	○	○	長期優良住宅化リフォーム推進事業【国交省】
	○	○	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業【国交省】
	○	○	住宅・建築物安全ストック形成事業【国交省】
税制	○	○	住宅ローン型減税(所得税)
	○	○	投資型減税(所得税)
	○	○	固定資産税【長期優良住宅のみ】
	○	○	登録免許税
	○	○	不動産取得税【長期優良住宅のみ】
	○	○	投資型減税(所得税)
	○	○	固定資産税
	○	○	ローン型減税(所得税)
	○	○	投資型減税(所得税)
	○	○	固定資産税
	○	○	ローン型減税(所得税)
	○	○	投資型減税(所得税)
	○	○	固定資産税
	○	○	登録免許税
	○	○	不動産取得税
○	○	住宅取得等資金の贈与税非課税枠	

2019年4月1日

● 補助額: 70万円/戸 ※蓄電システム導入により 2万円/kWh 別途補助(上限 20万円 または※CLTや先進的な再エネ熱利用設備の導入は「先進的再エネ熱等導入支援事業」で併願申請可能)	2020年3月27日で公募申込終了	継続
● 補助額: 115万円/戸 ※蓄電システム導入は補助対象外だが、「先進的再エネ熱等導入支援事業」で併願申請可能	2019年9月30日で公募申込終了	継続
● 補助額: 125万円/戸 ※蓄電システム導入により 2万円/kWh 別途補助(上限 30万円 または経費の 1/3 のいずれか低い額) ※太陽熱利用温水システム設置により「液体式」 17万円/戸 、「空気式」 60万円/戸 別途補助	2019年10月11日で公募申込終了	継続
● 補助額: ①戸建住宅は導入費の 1/3 (上限 120万円/戸) ②集合住宅は導入費の 1/3 (上限設備費: 2万円/kWh (上限 20万円/台 または経費の 1/3 のいずれか低い額) 工事費:(上限※①のみ家庭用蓄熱設備に別途補助 設備費・工事費合わせて上限 5万円/台 または 1/3 以内	2019年8月9日で公募申込終了	継続
● 補助額: 対象費用の 1/2 以内 ● 上限額: 戸建住宅 200万円/戸 、集合住宅 125万円/戸 (下限金額 20万円)	2019年9月6日で公募申込終了	継続
● 余剰買取価格(10kW 未満) ①東京・中部・関西電力管内 24円(税込)/kWh ②その他の電力管内 26円(税込)/kWh		継続
● 定額補助(8万円/台)に追加補助(各 3万円 :既築、LPガス、寒冷地仕様、マンション設置)	2020年2月21日までの申込	継続
● 補助額: 対象経費の 1/10 以内、かつ掛増し費用の 1/2 以内、金額上限は下記の通り (1)長寿命型(長期優良住宅) 110(100)万円/戸 (2)高度省エネ型 ①認定低炭素住宅 ②性能向上計画認定住宅 ③ゼロエネルギー住宅:①② 110(100)万円/戸 、③ 140(125)万円/戸 (3)省エネ改修型(省エネ性能が一定程度向上する断熱改修): 50万円/戸 (定額) (4)優良建築物型(一定の良質な木造建築物): 床面積 1万円/m² ※(1)(2): 地域材を使用する場合は上限 20万円/戸 加算、三世帯同居対応は上限 30万円/戸 加算	①内は補助金活用実績 4戸 以上の事業者の場合	継続
● インспекション補助額: 費用の 1/3 ● 改修工事の補助額: 補助対象工事(性能向上・三世帯同居対応・良好なマンション管理(上限 ①評価基準型 100万円/戸 ②認定長期優良住宅型 200万円/戸 ③高度省エネ ※加算要件: 三世帯同居対応は 50万円 追加	に対応) 費用の 1/3 2020年1月31日で交付申請受付終了	継続
● 補助額: 高齢者、障害者、子育て世帯向けの専用賃貸住宅に必要な改修工事に対して費用の※間取り変更・用途変更、バリアフリー、防火・消火対策、子育て世帯対応、耐震のいずれか	1/3 (上限 50万円/戸)の改修工事を含む場合は、上限 100万円/戸	継続
● 耐震診断補助額: 国と地方公共団体で 2/3 ● 耐震改修補助額: ①個別支援 国と地方公共団体で 23% (戸建住宅の上限: 82.2万円/戸) ②パッケージ支援(総合支援メニュー) 補強設計等の費用、耐震改修工事費に対し、国と地	方で定額 100万円 (ただし耐震改修工事費の 8割 を限度)	継続
● 住宅ローン年末残高× 1% を 10年間 で最大 500万円 控除(一般住宅は最大 400万円) ※消費税率引き上げに伴い控除期間を3年延長して13年間に(2019年10月1日から2020	※控除しきれない場合は翌年の住民税から控除(上限 13万6,500円) 年12月31日までの間に居住に供した場合)	(2021年12月31日まで)
● 標準的な性能強化費用相当額(上限 650万円)の 10% を控除 ※控除しきれない場合は	翌年の所得税額から控除	(2021年12月31日まで)
● 1/2 減額 戸建ては 5年間 、マンションは 7年間 (一般住宅:戸建ては 3年間 、マンションは 5年間)		2年延長 (2022年3月31日まで)
● <所有権の保存登記>本則 0.4% に対して 0.1% (一般住宅は 0.15%) <所有権の移転登記>本則 2.0% に対して、長期優良住宅:戸建て 0.2% 、マンション 0.1% 、認定低炭素住宅: 0.1% (一般住宅は 0.3%)		2年延長 (2022年3月31日まで)
● 課税標準からの控除額が 1,300万円 (一般住宅は 1,200万円)		2年延長 (2022年3月31日まで)
● (標準的な工事費用相当額-補助金等)の 10% を 1年間 控除(最大 25万円) ※中古住宅	を取得し適合した耐震改修工事を行った場合も同等の特別措置を適用できる	(2021年12月31日まで)
● 1/2 を 1年間 減額(120m² 相当分まで) ※中古住宅を取得し適合した耐震改修工事	を行った場合も同等の特別措置を適用できる	2年延長 (2022年3月31日まで)
● ①(対象となる工事費-補助金等)or(控除対象限度額 250万円)のいずれか少ない額の	2%+① 以外の改修工事費の年末ローン残高の 1% を 5年間 控除(最大5年間で 62.5万円)	(2021年12月31日まで)
● (標準的な工事費用相当額-補助金等)の 10% を 1年間 控除(最大:バリアフリー 20万円 、省エネ 25万円 (太陽光発電を併せて設置 35万円))		(2021年12月31日まで)
● 1/3 を 1年間 減額(バリアフリー: 100m² 相当分まで、省エネ: 120m² 相当分まで)		2年延長 (2022年3月31日まで)
● ①(対象となる工事費-補助金等)or(控除対象限度額 250万円)のいずれか少ない額の	2%+① 以外の改修工事費の年末ローン残高の 1% を 5年間 控除(最大5年間で 62.5万円)	(2021年12月31日まで)
● (標準的な工事費用相当額-補助金等)の 10% を 1年間 控除(最大 25万円)		(2021年12月31日まで)
● ①(対象となる工事費-補助金等)or(控除対象限度額 250万円)のいずれか少ない額の	2%+① 以外の改修工事費の年末ローン残高の 1% を 5年間 控除(最大5年間で 62.5万円)	(2021年12月31日まで)
● 耐震または省エネ+耐久性:(標準的な工事費用相当額-補助金等)の 10% を 1年間 控除(最大 25万円 ※太陽光発電設置は 35万円)		(2021年12月31日まで)
● 耐震+省エネ+耐久性:(標準的な工事費用相当額-補助金等)の 10% を 1年間 控除(最大 50万円 ※太陽光発電設置は 60万円)		(2021年12月31日まで)
● 1年間 の 2/3 減額(120m² 相当分まで)		2年延長 (2022年3月31日まで)
● 家屋の所有権移転登記を本則 2% に対し 0.1% (一般住宅は 0.3%)		2年延長 (2022年3月31日まで)
● ①住宅は築年数に応じ一定額を減額(最大 36万円) ②敷地は 4万5,000円 、または土地評価額 1/2 ×床面積の 2倍 (上限 200m²)× 3% のいずれか多い方を減額		(2021年3月31日まで)
● <消費税10%適用の場合> 質の高い住宅:非課税枠 3,000万円 (一般住宅は 2,500万円) <それ以外の場合> 質の高い住宅:非課税枠 1,200万円 (一般住宅は 700万円)		■ 契約が2020年4月~2021年3月の場合、非課税枠変更 (2021年12月31日まで)

2020年4月1日

■ 変更点 補助額: 60万円/戸		
買取価格(10kW 未満) 2020年度は 21円(税込)/kWh の予定		
■ 主な変更点(2019年度補正予算~) ・補助対象工事に「子育て世帯向け改修工事」を追加 ・加算要件に「若者世帯」「子育て世帯」「既存住宅購入者」を追加		
■ 主な変更点(2020年度当初予算~) ・工事後に満たすべき性能について「省エネルギー対策」を必須化 ・補助対象工事の「良好なマンション管理」については別事業へ		
■ 主な変更点: 戸建て住宅の上限 83.8万円/戸 密集市街地、多雪区域などへの支援を拡充		
(2021年12月31日まで)		
(2021年12月31日まで)		
2年延長 (2022年3月31日まで)		
2年延長 (2022年3月31日まで)		
2年延長 (2022年3月31日まで)		
(2021年12月31日まで)		
2年延長 (2022年3月31日まで)		
(2021年12月31日まで)		
(2021年12月31日まで)		
2年延長 (2022年3月31日まで)		
(2021年12月31日まで)		
(2021年12月31日まで)		
2年延長 (2022年3月31日まで)		
(2021年12月31日まで)		
2年延長 (2022年3月31日まで)		
(2021年3月31日まで)		
■ 契約が2020年4月~2021年3月の場合、非課税枠変更 (消費税10%) 1,500万円(1,000万円) <それ以外> 1,000万円(500万円)		(2021年12月31日まで)

*表は2020年2月時点の情報に基づいており、また確定していない内容も一部含まれます(公募時期などは4月以降に発表される予定)
*補助事業は予算金額に達した場合、予定よりも早期に終了する場合があります

「子育てしやすい住まい」へのリフォーム支援 住宅産業の生産性向上加速も後押し

2020年度の国土交通省住宅局関係予算は1782億円(前年度の1.01倍)で、住宅関連の補助金などは例年同様の規模となっている。2020年度の住宅関連予算の概要について、国土交通省住宅局総務課企画官の菅原晋也氏に聞いた。

住宅局の2020年度予算では四つの重点施策を柱として、特に新たな投資を促すもの、緊急性の高いもの、既存ストックを有効活用するものについて重点的に支援します。まず、昨年度に引き続き①「住まい・くらしの安全確保」を施策の柱に据え、災害に強い街づくりと耐震改修支援を強化します。次に

②「老朽化マンション対策・空き家対策と既存住宅流通の活性化」で、周辺の生活環境に悪影響を与える恐れのある老朽化マンションや空き家の対策に力を入れます。三番目の柱は③「安心して暮らせる住まいの確保と共生社会の実現」です。今回の大きな目玉は子育て世帯への支援で、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」では、子育てしやすい住

まいへのリフォームを新たな支援対象に加えました。四つ目は昨年の「建築物省エネ法」の改正を踏まえて、④「住宅・建築物の質の向上とそれを支える住宅産業の生産性と成長力の引上げ加速」を重点施策としました。例えばZEHをはじめとした省エネ性能の高い住宅の整備などの予算を増やしていきます。なお消費税率引上げに伴う住宅需要変動への対応として、「すまい給付金」は引き続き実施します。

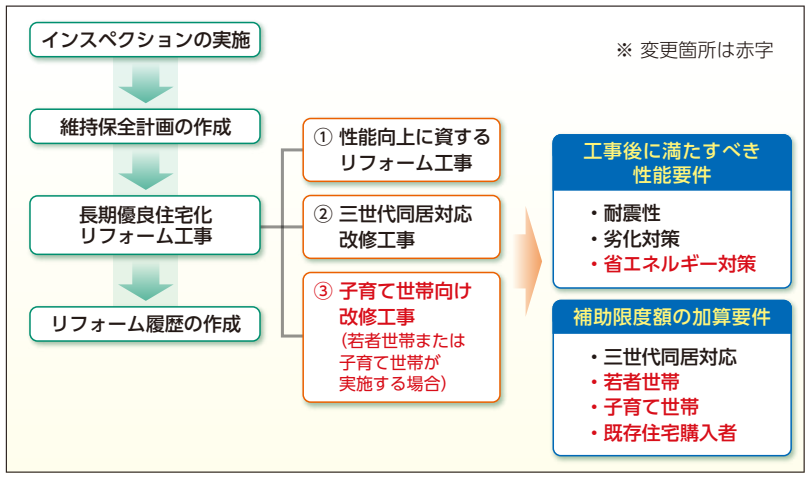
また耐震性が低い建築物の耐震改修の支援を強化して、住生活基本計画に掲げた「2025年までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消する」目標の達成を目指します。

2 ストックの長寿命化 老朽化したマンションを 長持ちさせる事業を開始

現在の分譲マンションストック戸数は約655万戸で、今後、築40年超、50年超といった高経年マンションの急増が見込まれます。こうした老朽化マンションの長寿命化に向けた改修・修繕の支援を行う「マンションストック長寿命化等モデル事業」を新たに始めます。老朽化マンションの建て替えは、コストや合意形成の面からも簡単ではありません。そこで長く使えるような長寿命化の工夫を試みる改修・修繕の計画や工事を支援して、そのモデルケースを広めていきたいと思います。「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は既存ストックの有効活用や市場の活性化を推し進めるためにも、前年度と同額(45億円)の支援を続けます。特に「子育て世帯向けのリフォーム」の支援に力を入れます。拡充のための変更点がいくつかあり、2019年度補正予算から補助対象工事に「子育て世帯向け改修工事」*1を追加し、補助限度額の加算要件に①若者世帯(40歳未満)、子育て世帯(18歳未満の子どもがいる)、既存住宅購入者(併せてリフォームを行う)を追加しています。また、2020年度予算から工事後に満たすべき性能項目として「省エネルギー対策」を必須化しました(図1)。

*1 「子育て世帯向け改修工事」の補助対象となる工事：住宅内の事故防止、子どもの様子の見守り、不審者の侵入防止、子どもの成長を支える空間づくり、生活騒音への配慮など

図1. 「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の概要



3 住まいのセーフティネット 安心して暮らせる住まいの 確保と共生社会の実現

住宅確保要配慮者の住まいの安定を確保する事業の一部が期限切れに

ります(図2、黄色の網掛け)。新たな事業として、戸建て住宅を資産として活用して将来の空き家化を予防するために、買取再販やリースバック^{※2}などの環境の整備を図ります。

「改正建築物省エネ法を踏まえて住宅・建築物の質の向上を推進」昨年公布された「改正建築物省エネ法」を踏まえ、またパリ協定のCO₂削減目標への取り組みが遅れている住宅分野の後押しのためにも、住宅・建築物の省エネ化・長寿命化の対応をさらに進めたいと思います。「地域型住宅グリーン化事業」は引き続き継続し、予算額も今年度よりさらに増額して135億円となります。

4 省エネ 「改正建築物省エネ法を踏まえて 住宅・建築物の質の向上を推進

さらにZEH化改修などを部分的・効率的な省エネ改修手法で行う実証・検証などに対し、新たな支援を行います。これは、全体的なZEH改修が難しい場合に、リビングだけなど部分的にZEH化する実証モデル事業を補助するものです。住宅・建築物の質の向上を支えるために、住宅産業の生産性向上や担い手確保などを加速させていきます。そのために「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」が創設されました。建築物の生産・維持管理プロセスでBIMを活用した標準フォーマットを策定し、実際の建築工事やプロジェクトで使ってもらい、課題や改善策の報告に対して検証費用を支援します。現在、BIMは設計・施工・維持管理まで一貫して使われておらず、情報が断絶していることが課題となっています。各段階でBIMを普及させ、情報をつないで生産性を向上させることで、今後の人手不足に対応

*2 リースバック：持ち家を不動産会社に売り、同時にその不動産会社と賃貸借契約を結んで住み続けること

図2. 「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の補助額上限

① 性能向上に資するリフォーム工事		② 三世帯同居対応改修工事		③ 子育て世帯向け改修工事	
評価基準型	上限 100万円/戸 (150万円/戸)	三世帯改修+性能向上リフォーム 改修時に一定の性能を満たしていない場合		子育て改修+性能向上リフォーム 改修時に一定の性能を満たしていない場合	
認定長期優良住宅型	上限 200万円/戸 (250万円/戸)	評価基準型	・性能向上リフォーム 上限 100万円/戸 ・三世帯改修 上限 50万円/戸 計 150万円/戸	評価基準型	上限 150万円/戸
高度省エネルギー型	上限 250万円/戸 (300万円/戸)	認定長期優良住宅型	・性能向上リフォーム 上限 200万円/戸 ・三世帯改修 上限 50万円/戸 計 250万円/戸	認定長期優良住宅型	上限 250万円/戸
		高度省エネルギー型	・性能向上リフォーム 上限 250万円/戸 ・三世帯改修 上限 50万円/戸 計 300万円/戸	高度省エネルギー型	上限 300万円/戸
			三世帯改修のみ 改修時に一定の性能を満たしている場合	子育て改修のみ 改修時に一定の性能を満たしている場合	上限 150万円/戸
			50万円/戸		

【加算要件】
① 三世帯同居対応
② 若者世帯
③ 子育て世帯
④ 既存住宅購入者



国土交通省 住宅局総務課 企画官
菅原 晋也氏

林業の成長産業化と「林業イノベーション」の推進へ

—— 林野庁

林野庁では2020年度当初予算の「林業成長産業化総合対策」（129億円）において、新たな森林管理システムの下で路網の整備・高性能林業機械の導入、スマート林業・新素材開発などの「林業イノベーション」の推進、木材の利用拡大など、川上から川下までの取り組みを総合的に支援する。各施策の担当者にその概要を聞く。

—「林業成長産業化総合対策」のポイントは？

中尾 国産材を安定的に供給するため、川上・川中・川下が連携して林業の成長産業化を目指す取り組みをパッケージ化して総合的に支援する施策です。「林業・木材産業成長産業化促進対策」（86億円）では、出荷ロットの大規模化や路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備などへの支援を総合的に推進します。「林業イノベーション推進総合対策」（11億円）は従来の「スマート林業」等を組み直して新規メニューを立て、推進していきます。また「木材産業・木造建築活性化対策」（13億円）では、都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進の事業を新たに加えました。

—「林業イノベーション推進総合対策」の内容は？

土居 木材に関する技術開発は「木材産業・木造建築活性化対策」で対応しており、本事業は川上から川中を中心にした対策です。林業現場ではまだチェーンソーに頼るなど、機械化がなかなか進んでいません。まだ図面を持って山に入るなど情報のデジタル化も遅れています。現場での課題を解決していくために、造林から伐採までの過程で活用できるイノベーション技術の開発などへの支援がこの対策です。技術がある程度確立しているものは、実践を強化していきます。

具体的な事業内容は、ICTを活用したスマート林業については、レーザ計測などによる森林資源や境界の情報のデジタル化、路網設計への活用、データの解析や管理手法の仕様を標準化するなどがあります。また、早生樹種や無花粉エリートツリーの開発、伐採作業などの自動化



林野庁 森林整備部 計画課 課長補佐（流域管理班担当）

中尾 昌弘氏



林野庁 林政部 木材産業課 企画班担当課長補佐

井口 英道氏



林野庁 森林整備部 研究指導課 課長補佐（総括）

土居 隆行氏

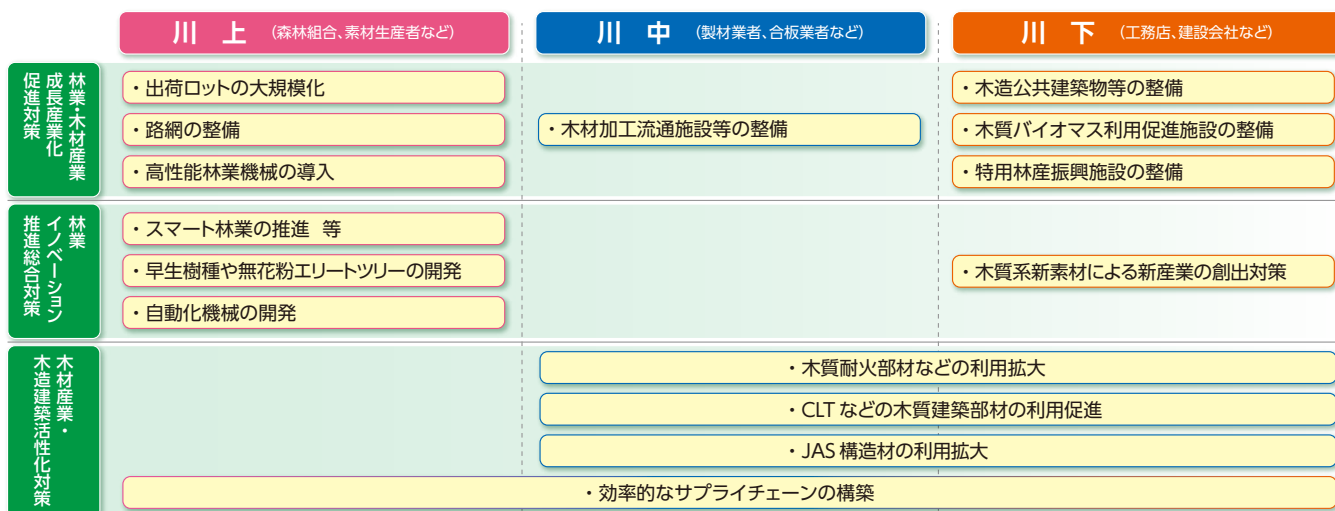
機械の開発、改質リグニンやセルロースナノファイバーなど木質系新素材の技術開発などを支援します。

—「木材産業・木造建築活性化対策」が目指すものは？

井口 事業内容としては、都市における木質耐火部材などの利用拡大、CLTなどの新たな木質建築部材の利用促進、JAS構造材の利用拡大などの取り組みを支援します。将来的には住宅の着工数の減少が見込まれる中、非住宅分野での木材の利用の拡大、特にこれまで木材があまり使われてこなかった都市部の中・高層建築物の木造化を推進していくことが重要です。高い防火性能が求められる都市の木造化に向けては、木質耐火部材等の製品・技術開発を実証的に進めていく必要があります。

また、木材の安定供給・流通の効率化を図っていくためには、川上から川下に至る各事業者が連携して、実需者のニーズに応じたマーケットイン型のサプライチェーンを構築していくことが重要です。このため、生産流通構造改革として、ICTを活用した需給情報の共有や事業者のマッチングなどの取り組みを行う「SCM推進フォーラム」の全国展開を引き続き支援していきます。

図 林業成長産業化総合対策の主なポイント



【こうき-しん】

好木心

vol.45

四国の森に溶け込む 「雲の上のギャラリー」



写真提供=梶原町

森

林が町の面積の91%を占める、自然豊かな梶原町。そんな梶原の森に溶け込むように美しい姿を見せるのが「雲の上のギャラリー」だ。同敷地内にある「雲の上ホテル」と「雲の上温泉」をつなぐ連絡通路を兼ねており、「渡り廊下棟」・展示スペースのある「ギャラリー棟」・「ブリッジ棟」の三つからなる。中でも最も特徴的なのが写真の「ブリッジ棟」だ。

設計は隈研吾氏。森の中に溶け込むような建築物を目指し、寺社などの軒下で見られる「斗拱*」をモチーフとした。勿木を何本も重ねながら桁をのせ、外にせり出した連なりを1本の大きな柱で支える「やじろべえ型勿橋」という架構形式を採用。世界に類をみないデザインは、枝葉が広がり木漏れ日のような光と影を作り出している。また、梶原産の杉を繰り返し組み上げることで、周囲の自然と調和しながら「梶原の象徴」として迫力ある存在感を出している。

3つの棟に使われている木材は杉321・32m(町産材)と桧138・73m(町産材と県産材)。これは町産の杉をふんだんに使った梶原町総合庁舎と比較すると延べ床面積が約15%程度の規模であるにもかかわらず約1・2倍の使用量という。

展示イベントなどを開催する地域活性化の拠点として、交流人口の拡大に寄与している雲の上のギャラリー。日本建築の神々しさすら感じさせるその姿は、木材の限らない可能性と、梶原町が生み出す木材を使った産業振興を示す建築物となっている。

*1 斗拱：斗と肘木を組み合わせて、柱の上に置き、軒桁などを支える仕組み

注目企業を訪ねる

付加価値創造に挑戦

「当社が地域に受け入れられ、選ばれる企業になれたのは、事業の変革はもちろんですが、社員の仕事ぶりが人を引き付けたと思っています。これは、社員の質を高めてきた結果なのです。当社では、工場見学の実施で社外から多くのお客様が訪れるようになり、社員が、人に見られることを意識するようになりました。そして、第三

「当社が地域に受け入れられ、選ばれる企業になれたのは、事業の変革はもちろんですが、社員の仕事ぶりが人を引き付けたと思っています。これは、社員の質を高めてきた結果なのです。当社では、工場見学の実施で社外から多くのお客様が訪れるようになり、社員が、人に見られることを意識するようになりました。そして、第三

「当社が地域に受け入れられ、選ばれる企業になれたのは、事業の変革はもちろんですが、社員の仕事ぶりが人を引き付けたと思っています。これは、社員の質を高めてきた結果なのです。当社では、工場見学の実施で社外から多くのお客様が訪れるようになり、社員が、人に見られることを意識するようになりました。そして、第三

「当社が地域に受け入れられ、選ばれる企業になれたのは、事業の変革はもちろんですが、社員の仕事ぶりが人を引き付けたと思っています。これは、社員の質を高めてきた結果なのです。当社では、工場見学の実施で社外から多くのお客様が訪れるようになり、社員が、人に見られることを意識するようになりました。そして、第三

廃業の危機からの逆転劇 産廃処理業者のイメージを変えた 徹底的な“見える化”とは



専務取締役
石坂 知子 氏

本社 ● 埼玉県人間郡三芳町 上富1589-2
創業 ● 1971年
資本金 ● 5,000万円
従業員 ● 180名
事業内容 ● 産業廃棄物中間処理業、収集運搬業・積替保管許可、再生品販売業、建設業、古物商

「屋内プラントを建設し、業界が敬遠する混合廃棄物に特化」

「事業活動に伴い発生する産業廃棄物。日本の産業廃棄物処理業者ではリサイクル率がおよそ50%という中、驚異の98%を誇っているのが石坂産業だ。かつては焼却が主軸だったが、リサイクルが困難な混合廃棄物の再資源化ビジネスへと大転換を図り、廃業の危機から一転、業界屈指の人気企業へと躍進を遂げている。」

「きっかけは1999年、周辺地域の農作物が有害物質に汚染されているという報道が流れたことです。後日、誤報と分かったものの、騒動の原因は産廃処理施設にあると考えた住民も多く、激しいバッシングに晒され廃業の危機に追い込まれました。産廃処理は社会にとってなくてはならない事業です。しかし、企業として地域から

石坂産業株式会社

ここが注目ポイント

産業廃棄物の「焼却」から「再資源化」に大転換を図り高いリサイクル率を実現

工場見学やISO取得などで事業の見える化を徹底し、ファンをつかむ

第三者に評価される機会を設け社員の意識改革につなげる

「現状からの脱却のために同業者がやりたがらないことをやろうと、コストや手間がかかることで業界では敬遠されていた混合廃棄物*1に特化することにした。」

「混合廃棄物のリサイクルは高い分別等級技術が必要です。そのために、最新設備やオリジナルのラインを導入し、工場の効率稼働に欠かせない保守・整備も社員が行うようにしました。また、通常のプラントは屋外ですが、粉塵などを出さないクリーンな屋内プラントを建設することにしたのです。」

「ところがその矢先、「屋内施設で何をしているか分かったものではない」という批判が巻き起こってしまっ。

「悔しさもありましたが、同時に産業廃棄物について教育の機会もなく、伝えなければ理解されないのだということに気づきました。そこで、工場に見学通路を新設し、知ってもらう取り組みを開始しました。この取り組みは、当社を批判していた人たちの意識を変えるだけでなくファンづくりにも貢献しています。今では年間4万人を超

者に評価されることでモチベーションも高まり、自ら考え行動するように変化してきました」

「社員の質を高めるためには人材育成が不可欠と考えている同社では、人間力向上を図る様々なプログラムを実施している。例えば、社員が講師となる研修では、講師に選ばれた社員が開講に向けて学びを深めることで、得意分野をブラッシュアップできる。仕事への自信にもつながり、個人の強みが明確になっているという。」

「この研修では受講者からの意見をフィードバックし評価を明確にすることで、お互いに高め合いながら学ぶことができます。また、若手社員向けの社内勉強会『きずな塾』も実施しており、代表と社員との交流の機会を設けることで企業理念の共有を徹底しています。人材育成はすぐに成果が出るものではなく、いつか返ってくると思える忍耐力が必要。子育てにも似ていますね」

「今後はリサイクル率100%を目指し、水を使わない再資源化も研究中だ。分別分級で生み出した精選土による高糖度トマトの栽培や、プラント内にある振動や騒音など負の遺産をエネルギーに変換することも検討されている。今後も様々な発信手段を通じ、企業の価値と業界の価値を向上させたいと語ってくれた。」



全天候型の屋内プラント。その隣にある雑木林を不法投棄から再生し、1,300種以上の動物が生息する「くぬぎの森」として整備。JHEP認証*2で国内最高のトリプルAを取得している



先進装置と人の手による徹底したライン選別を組み合わせることでリサイクル率98%を達成。電動式油圧ショベルの導入でCO2排出量を大幅に削減するなど、環境にも配慮している



「くぬぎの森」では五感で学ぶサステナブルフィールド「三富今昔村」も運営。自社農場で収穫された野菜を食べられるカフェやデイキャンプで楽しみながら自然を体験し、持続可能な社会を学ぶことができる

*2 JHEP 認証：生物多様性保全・回復への取り組みを評価、認証する制度

*1 混合廃棄物：建築・解体現場から排出される産業廃棄物のうち、ガラス・瓦礫・コンクリートガラ・木くず・紙くず・金属くず・廃油など様々な素材が交じり合った廃棄物のこと

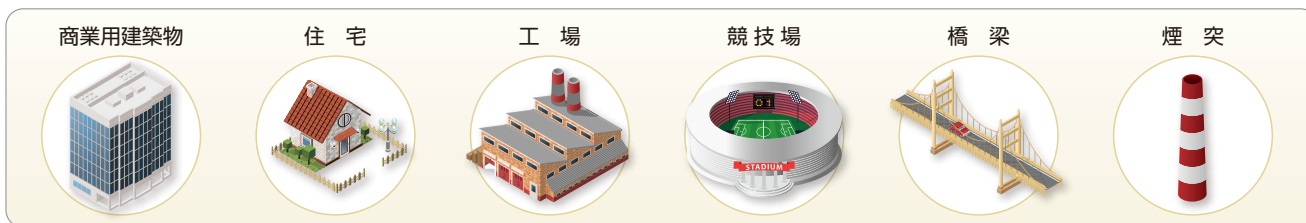
改正意匠法が4月1日施行 「建築物の外観・内装デザイン」も保護対象に ― 特許庁

明治時代に制定された意匠法が120年ぶりに改正され、2020年4月1日から施行される。主な改正内容は、①保護対象の拡充、②関連意匠制度（群のデザインを保護する制度）の拡充だ。

① 保護対象の拡充

これまで法律で保護され、独占できる意匠権は「物品の形状や色彩など」に限られていたが、「画像デザイン」「建築物の外観・内装デザイン」が新たに保護対象となり、意匠登録が可能になる。

■ 建築物と判断するものの例



② 関連意匠制度の拡充

すでに登録済みの意匠に似たデザインの後出し（関連意匠制度）出願可能期間を、本意匠出願後8カ月以内から10年間へと大幅に延長した。さらに本意匠だけでなく、本意匠に似ていないが関連意匠に似ている意匠も登録を可能とした。

意匠法上の「建築物の意匠」に該当すると判断されるものとしては、土地の定着物であること、人工構造物であること（土木構造物を含む）などが提案されている。例として商業用建築物、住宅、工場、競技場、橋梁、煙突などが挙げられている。

建築士法改正の施行により、 4号建築物も建築士事務所の図書保存が義務化 ― 国土交通省

2020年3月1日に「建築士法改正」が施行された。これによりすべての建築物において設計図書等の15年間の保存が義務化する。

以前は確認申請時の審査簡略化のため4号建築物（延べ面積500㎡以下の木造2階建など）において、一部の構造計算などに係る図書の保存義務がない4号特例が認められていた。しかし構造安全確認について疑義が生じた場合でも建築士が対外的に立証できるよう、保存対象となる図書を拡大することとなった。

今後は配置図、各階平面図、二面以上の立面図・断面図、基礎・各階床・小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等*、工事監理報告書の保存が義務づけられる。

■ 保存義務のある図書（4号特例）

2020年2月29日まで	2020年3月1日から左記に追加
配置図 各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図 工事監理報告書	基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 構造詳細図 構造計算書等*

*構造計算書等とは

- ①保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
- ②仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしる設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
- ③壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書

構造計算書等に関しては、国土交通省ホームページにて詳細を掲載予定
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000092.html

編集室より

■ 弊社ホームページにPDF版を掲載中です。
<http://sfc.jp/mokuzai/kenzaimonthly/>

■ 広告掲載・誌面に対するご意見、ご感想は
 建材マンスリー編集室専用アドレスまでお寄せください。
kenzai-monthly@sfc.co.jp

住友林業株式会社 木材建材事業本部 業務企画部

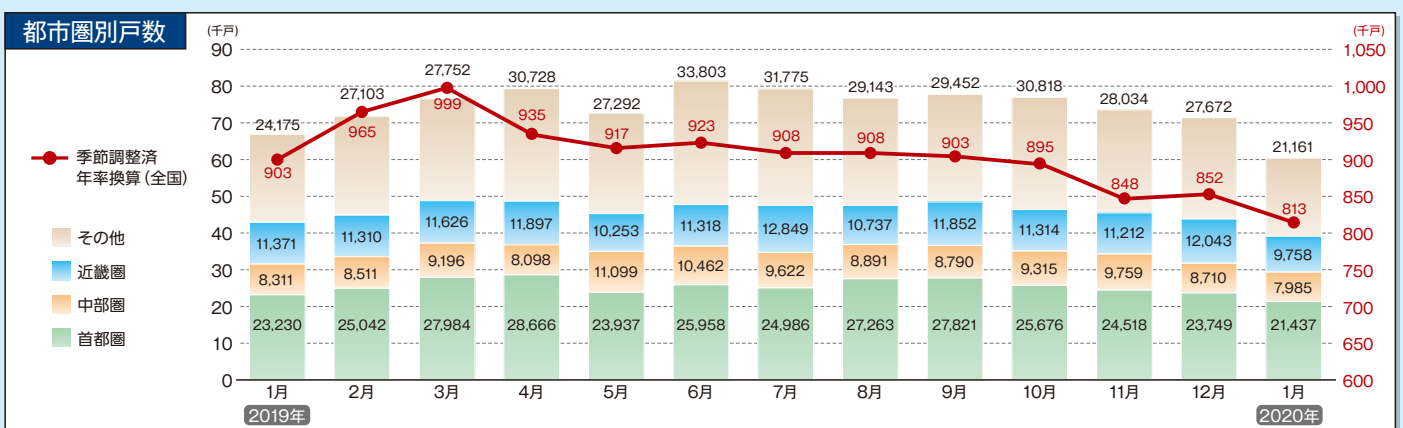
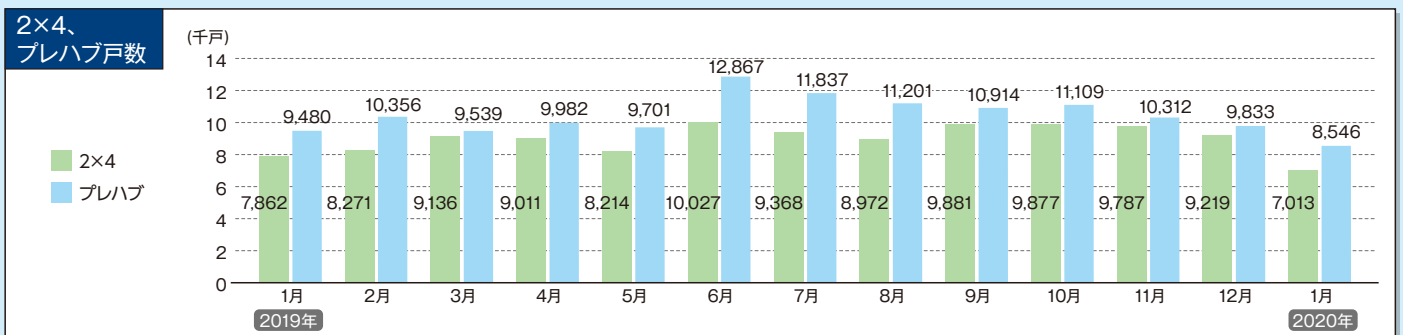
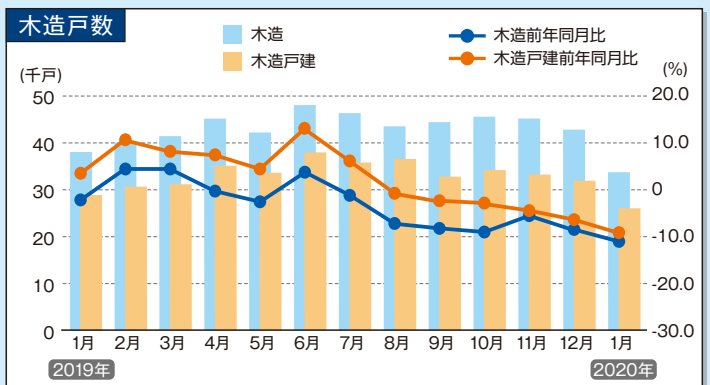
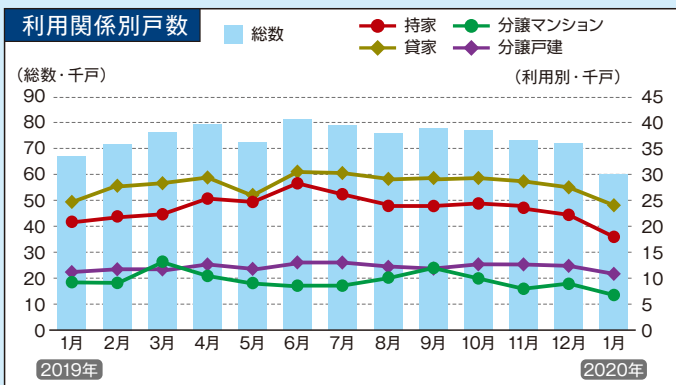
新型コロナウイルスが世界を震撼させています。職場ではハンドドライヤーの使用停止、まめな手洗いで油分が奪われ、ハンカチとハンドクリームの携帯が必須になりました。ところが未だ手ぶらで手洗いに行ってしまう打率8割と、順応力の低さに嘆く日々。しかしながら世の中が「手洗いうがい」を徹底し始めたことで、インフルや他の感染症が激減しているとのこと。コロナの唯一の恩恵ともいえるこの正しい習慣は継続し、もっとレジリエンスを高めていきたいですね。(M)

表紙：住友林業（株）住宅・建築事業本部 名古屋南支店 ハウジングみなど展示場

* 家具などのインテリア品は実際の展示と異なる場合があります

2020年1月の新設住宅着工戸数 単位：戸 ▲は減

		1月				12月	11月	10月	
		対前年同月比		対前々年同月比					
新設住宅計		60,341	▲ 6,746	▲ 10.1%	▲ 6,017	▲ 9.1%	72,174	73,523	77,123
建築主別	公共	1,330	391	41.6%	482	56.8%	576	1,022	939
	民間	59,011	▲ 7,137	▲ 10.8%	▲ 6,499	▲ 9.9%	71,598	72,501	76,184
利用関係別	持家	18,037	▲ 2,888	▲ 13.8%	▲ 2,220	▲ 11.0%	22,294	23,655	24,495
	貸家	24,147	▲ 629	▲ 2.5%	▲ 4,104	▲ 14.5%	27,611	28,779	29,417
	給与住宅	301	▲ 174	▲ 36.6%	▲ 101	▲ 25.1%	676	270	315
	分譲住宅	17,856	▲ 3,055	▲ 14.6%	408	2.3%	21,593	20,819	22,896
	うちマンション うち戸建	6,789 10,881	▲ 2,579 ▲ 309	▲ 27.5% ▲ 2.8%	264 138	4.0% 1.3%	8,957 12,427	7,995 12,705	9,998 12,726
資金別	民間資金	53,656	▲ 6,588	▲ 10.9%	▲ 5,523	▲ 9.3%	64,624	65,412	69,068
	公的資金	6,685	▲ 158	▲ 2.3%	▲ 494	▲ 6.9%	7,550	8,111	8,055
	公営住宅	664	▲ 185	▲ 21.8%	▲ 157	▲ 19.1%	504	855	891
	住宅金融機構融資住宅	3,305	▲ 5	▲ 0.2%	▲ 231	▲ 6.5%	4,299	4,376	4,127
	都市再生機構建設住宅	660	624	1733.3%	656	16400.0%	0	0	0
	その他住宅	2,056	▲ 592	▲ 22.4%	▲ 762	▲ 27.0%	2,747	2,880	3,037
構造別	木造	33,849	▲ 4,272	▲ 11.2%	▲ 5,113	▲ 13.1%	42,822	45,326	45,717
	非木造	26,492	▲ 2,474	▲ 8.5%	▲ 904	▲ 3.3%	29,352	28,197	31,406
	鉄骨鉄筋コンクリート造	220	▲ 64	▲ 22.5%	8	3.8%	412	404	133
	鉄筋コンクリート造	16,955	▲ 956	▲ 5.3%	2,246	15.3%	18,201	16,795	19,759
	鉄骨造	9,249	▲ 1,436	▲ 13.4%	▲ 3,161	▲ 25.5%	10,625	10,863	11,362
	コンクリートブロック造 その他	38 30	▲ 3 ▲ 15	▲ 7.3% ▲ 33.3%	▲ 4 7	▲ 9.5% 30.4%	46 68	75 60	61 91



(出典：国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/statistics/details/jutaku_list.html)

新しい幸せを、わかすこと。

NORITZ

RC-Gシリーズ



詳しくは
動画をチェック!



医師100名のうち **96%** が 見まもり機能付きリモコン RC-Gシリーズを「勧めたい」と評価

[AskDoctors調べ]
●調査時期:2018年11月
●評価者:内科医100名

[AskDoctors] マークとは…

医師の日々の診療・治療の経験を一般生活者の暮しに活かすことを目的に設立されたAskDoctors総研が運営・提供する認定マークです。



見まもり機能で安心をサポート



♥「入浴タイマー」で長湯によるのぼせ対策!

プレミアム スタンダード(フルオート)

浴槽に浸かったことを水位センサーが検知すると、自動的に入浴タイマーを開始。約5分おきに「ポーン」と鳴って時間経過をお知らせします。台所/浴室リモコンに1分単位の入浴時間も表示されます。

♥エコ・ケアセンサー

人(発熱体)の動きや温度変化から、浴室内に人がいることを検知します。検知した結果は台所リモコンの浴室モニターに反映されます。

※条件によりエコ・ケアセンサーが正しく検知できない場合があります。

♥台所リモコンに浴室への入室状況などをお知らせ!

プレミアム スタンダード(フルオート)

浴室リモコンのエコ・ケアセンサーで、浴室への入室や入浴状況を検知します。



※条件により正しく作動しない場合があります。



【対応給湯器】[ガスふろ給湯器]GT-C(P/V)**62シリーズ/GT-C(P/V)**63シリーズ/GT**60-1シリーズ/GRQ-C**62シリーズ[ガス温水暖房付きふろ給湯器]GTH-C(P/V)2461シリーズ/GTH-C(P/V)**60シリーズ/GTH-C**69シリーズ/GTH-C2453シリーズ[ハイブリッド給湯機]SH-GT(H)C2410A(D)-1シリーズ/SH-GT(H)C2410A(D)-MS-1シリーズ ※その他の対応機種は弊社窓口にお問い合わせください。

株式会社 **ノーリツ**

本社/〒650-0033 神戸市中央区江戸町93(栄光ビル) <https://www.noritz.co.jp>
商品についてのお問い合わせは… **電話料金無料 0120-911-026**

建材マンスリー
No.653
MARCH
2020

3

昭和39年8月創刊 第56巻 令和2年3月1日発行(毎月1日発行) 通巻653号
発行人/福田 晃久 発行所/建材マンスリー編集室 〒100-8270 東京都千代田区大手町1-3-2(経団連会館) TEL 03-3214-3280 FAX 03-3214-3263
住友林業株式会社 木材建材事業本部 業務企画部